

厚生労働省発社援 0216 第 4 号
令和 4 年 2 月 16 日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤

独立行政法人福祉医療機構第四期中期目標の変更について（諮問）

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人福祉医療機構 第4期中期目標 新旧対照表（案）

中 期 目 標（新）	中 期 目 標（旧）
<p style="text-align: center;">平成30年2月28日付け 厚生労働省発社援0228第19号指示 変更：令和元年6月7日付け 厚生労働省発社援0607第4号指示 変更：令和2年1月16日付け 厚生労働省発社援0116第6号指示 <u>変更：令和●年●月●日付け</u> <u>厚生労働省発社援●●第●号指示</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">平成30年2月28日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p>	<p style="text-align: center;">平成30年2月28日付け 厚生労働省発社援0228第19号指示 変更：令和元年6月7日付け 厚生労働省発社援0607第4号指示 変更：令和2年1月16日付け 厚生労働省発社援0116第6号指示</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">平成30年2月28日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p>
<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。</p> <p>また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備を一層加速することや、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進することとされており、これらの政策実現に向けた取組が期待されているところである。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、機構は、福祉・医療に関する多様な事業を実施している機構の特長や専門性を生かした「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、第4期中期目標期間においては、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（別添）政策体系図</u></p>	<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。</p> <p>また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備を一層加速することや、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進することとされており、これらの政策実現に向けた取組が期待されているところである。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、機構は、福祉・医療に関する多様な事業を実施している機構の特長や専門性を生かした「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、第4期中期目標期間においては、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（別添）政策体系図</u></p>

<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p>
<p>1～6 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p>
<p>7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> <p>(3) 円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努めること。</p> <p>なお、利用者等に必要情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>(4) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 42 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（令和2年度実績：42 団体） <p>【目標の設定及び水準の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に業務を終了する観点から、利用者等に必要情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。 目標水準については、第4期中期目標期間中の最大値である令和2年度実績を基準として設定する。 	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> <p>(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。</p> <p>なお、利用者等に必要情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（平成28年度実績：29 団体） <p>【目標の設定及び水準の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に事業を終了する観点から、利用者等に必要情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。 目標水準については、第3期中期目標期間中の最大値である平成28年度実績を上回るよう設定する。
<p>8～9 (略)</p>	<p>8～9 (略)</p>
<p>第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>

第5 財務内容の改善に関する事項

- (略)
- 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

- (略)

第6 (略)

第5 財務内容の改善に関する事項

- (略)
- 自己資金調達による貸付原資の確保

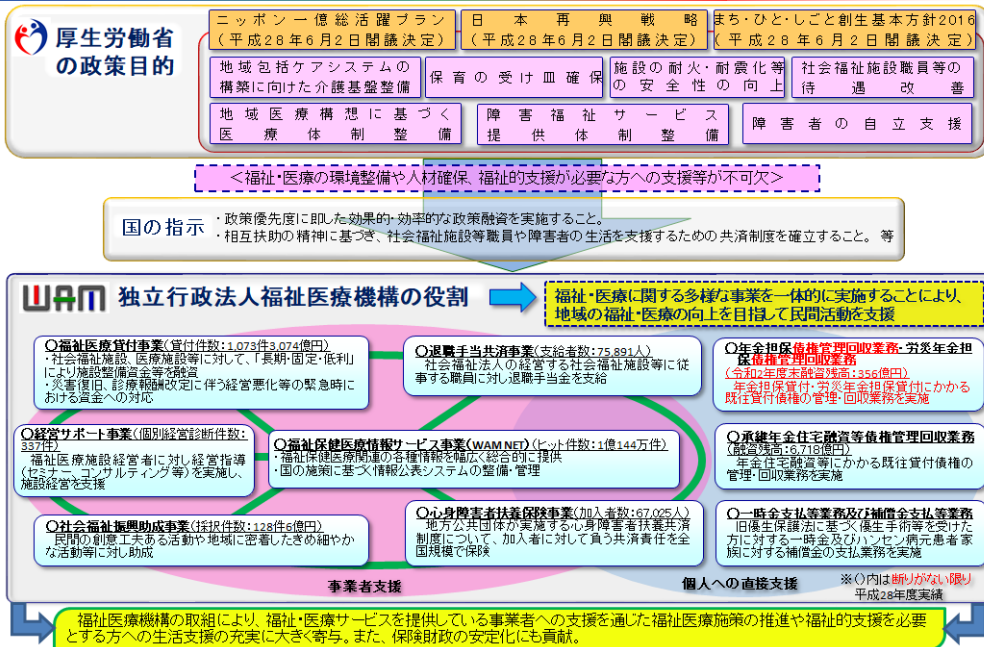
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

- (略)

第6 (略)

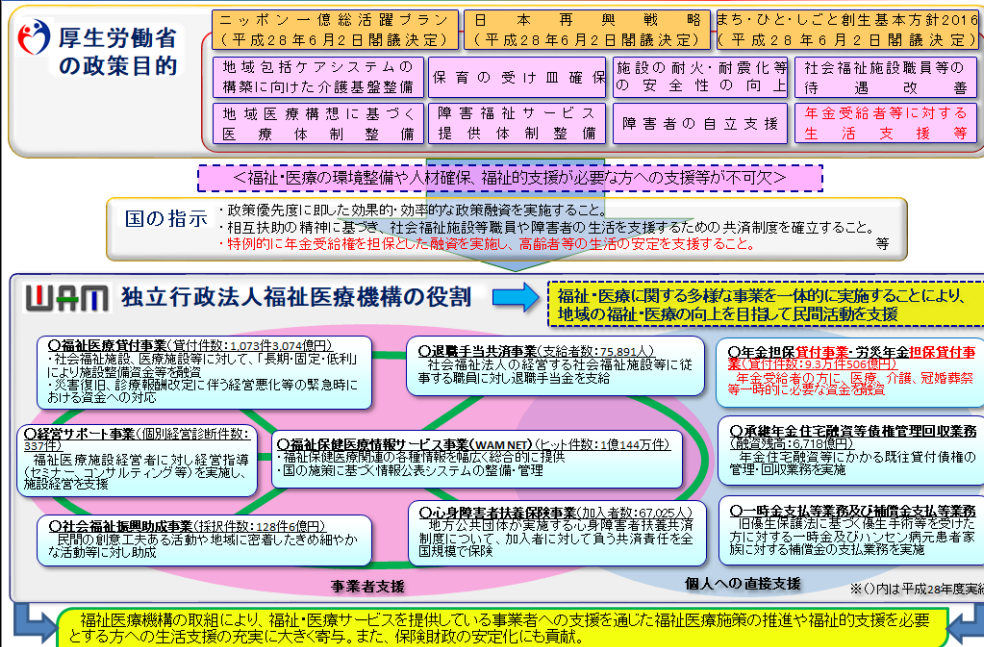
(別添) 政策体系図

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図



(別添) 政策体系図

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図



独立行政法人福祉医療機構の政策体系図

厚生労働省の政策目的

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

日本再興戦略
(平成28年6月2日閣議決定)

まち・ひと・しごと創生基本方針2016
(平成28年6月2日閣議決定)

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備

保育の受け皿確保

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

地域医療構想に基づく医療体制整備

障害福祉サービス提供体制整備

障害者の自立支援

<福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠>

国の指示

- ・政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。等



独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

○福祉医療貸付事業(貸付件数:1,073件3,074億円)
・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資
・災害復旧、診療報酬改定に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応

○退職手当共済事業(支給者数:75,891人)
社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給

○年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務
(令和2年度末融資残高:356億円)
年金担保貸付・労災年金担保貸付にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○経営サポート事業(個別経営診断件数:337件)
福祉医療施設経営者に対し経営指導(セミナー、コンサルティング等)を実施し、施設経営を支援

○福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)(ヒット件数:1億144万件)
・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供
・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務(融資残高:6,718億円)
年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○社会福祉振興助成事業(採択件数:128件6億円)
民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成

○心身障害者扶養保険事業(加入者数:67,025人)
地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険

○一時金支払等業務及び補償金支払等業務
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払業務を実施

事業者支援

個人への直接支援

※()内は断りがない限り
平成28年度実績

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。